

公益社団法人岡山県看護協会 倫理規程

(前 文)

専門職の行動指針として、日本看護協会は「看護者の倫理綱領」を定めており、また国際看護師協会（ICN）の倫理綱領や国際助産師連盟（ICM）の国際倫理綱領においても、倫理行為の基準、義務や社会的責務が示されている。

これらの倫理綱領を踏まえて、公益社団法人岡山県看護協会（以下「本会」という。）は、人間の尊厳と権利を尊重し県民の健康と福祉に寄与することを本会の理念とし、保健師、助産師、看護師及び准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき、看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的としている。

本会は、看護職の専門職能団体として、活動理念や目的に基づき、役員・職員一人ひとりが自己に課せられた責任を明確に理解し、全うできる仕組みを構築する必要がある。よって、この規程は役員・職員が行動する事業のあらゆる局面において、国民、看護職、会員、本会を取り巻く全ての法人・個人、さらには社会全体への配慮を心がけ、社会との調和を図るとともに、公益社団法人として広く社会に貢献するための指針となるものである。

(目 的)

第1条 本会は、広く社会にとって有用な存在となり、人々の健康で質の高い生活に貢献する意義ある存在でなければならない。

よって、生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献するため、真摯な取組みとより高い倫理性や社会的良識をもって行動する。

2 本会は、社会的使命と役割を自覚し、本会の役員、職員、嘱託職員、臨時職員（以下「役職員等」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため、必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって事業運営に対する国民の信頼を確保する。

3 本会は、自律的で創造的な活動をするため、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行う理念・規範として、以下の倫理規程を制定し、遵守する。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 本会の役職員等は、使命に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に

相応しい公正かつ誠実な事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第3条 本会の役職員等は、各種の法令や本会の自主規制などを遵守するとともに、より高い倫理観をもって行動するよう、あらゆる段階における事業活動を見直し、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（社会的規範及び社会良識）

第4条 本会の役職員等は、関連法令及び定款、この規程その他規程・内規を厳格に遵守し、社会規範に反することなく、適正に事業運営しなければならない。

2 本会の役職員等は、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つとともに、社会の秩序や公益社団法人の健全な活動に悪影響を与える団体・個人に関わるなど、社会良識に反する行為を行ってはならない。

（人権の尊重）

第5条 本会の役職員等は、いかなる場合においても、人権を尊重し、性別、年齢、

国籍、信条、宗教、社会的身分及び障害の有無により、差別を行ってはならない。

2 本会の役職員等は、人格を侵害するハラスメント等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第6条 本会の役職員等は、職場秩序を保持し、ともに働く人々の個人の尊厳に立脚した、安全で働きやすい職場環境作りに努めなければならない。

(私的利益の禁止)

第7条 本会の役職員等は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第8条 本会の役職員等は、職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(体制整備及び研鑽)

第9条 会長は、公益社団法人に対する社会の負託に応えるため、この規程の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、役職員等への周知徹底と組織体制の整備を行わなければならない。

2 本会の役職員等は、法令等遵守及び公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

3 本会の役職員等は、この規程の理念・規範の遂行において、具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(コンプライアンス)

第10条 本会は、法令はもとより、本会規程等、倫理、社会規範に基づき良識をもって行動ができるよう運用を行わなければならない。

(問題解決)

第11条 会長は、この規程に反する事態が発生したとき、問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、その事実関係を明確にするとともに原因の究明と再発の防止に努め、社会の信頼に応えなければならない。

2 会長は、社会への迅速かつ的確な情報公開と説明責任を遂行し、社会にも十分理解される手段で事態の解決を図り、権限と責任を明確にした上で、自らを含めて厳正な処分を行わなければならない。

(懲戒処分)

第12条 本会は、この規程の違反行為等があった場合は、職員就業規則第8章に基づく、懲戒処分の対象とすることがある。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。